

令和 7 年度佐野市障がい者優先調達推進方針

令和 7 年 5 月 3 0 日制定

1 趣旨

「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 2 4 年法律第 5 0 号。以下「障害者優先調達推進法」という。）」第 9 条の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を定め、本市における障がい者優先調達の一層の推進を図る。

2 用語の定義

本方針において使用する用語は、障害者優先調達推進法で使用する用語の例による。

3 適用範囲

(1) 公費で直接発注するもの

- ・市の全ての機関が発注する物品又は役務（以下「物品等」という。）

(2) 市の主催する実行委員会等で発注するもの

- ・市が管理・運営に関する経費（委託料、負担金等）を支出してる関連団体（実行委員会や各種協議会等）が発注する物品等

(3) 親睦会等で発注するもの

- ・親睦会や、公費支出を伴わない会議弁当（事務取扱者がまとめて発注し、参加者から料金等を徴収する）等、市職員が取りまとめて発注する物品等

4 調達の対象となる障害者就労施設等

調達の対象となる障害者就労施設等は、次のとおりとする。

(1) 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業所等

ア 障害者支援施設（生活介護、就労移行支援、就労継続支援を行う入所施設）

イ 地域活動支援センター

ウ 生活介護事業所

エ 就労移行支援事業所

オ 就労継続支援事業所（A 型・B 型）

(2) 障害者基本法に基づき国・地方公共団体の助成を受けている小規模作業所

(3) 障害者優先調達推進法の政令に基づく事業所

ア 「障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「障害者雇用促進法」という。）」に基づく子会社の事業所（特例子会社）

イ 重度障害者多数雇用事業所（※）

（※）重度障害者多数雇用事業所の要件

① 障害者の雇用者数が 5 人以上

② 障害者の割合が従業員の 20% 以上

③ 雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が 30% 以上

- (4) 障害者雇用促進法に基づく在宅就業障害者等
- ア 自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者（在宅就業障害者）
- イ 在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体（在宅支援団体）

5 調達の対象品目

調達を推進すべき物品等については、次のとおりとする。

- (1) 物品
- ・ 食品類（弁当、菓子、パン、漬物等）
 - ・ 印刷物類（報告書、広報誌、リーフレット、ちらし等）
 - ・ 日用品類（被服、旗類、石鹸等）
 - ・ 農作物類（花苗、野菜、プランター等）
 - ・ 普及・啓発用品類
 - ・ その他障害者就労施設等が提供可能な物品
- (2) 役務
- ・ 資源回収作業
 - ・ 施設・公園等の除草・清掃作業
 - ・ 軽作業（袋詰め、封入、包装等）
 - ・ クリーニング
 - ・ その他障害者就労施設等が提供可能な役務

6 調達の推進方法

- (1) 年度毎に、前年度の調達実績や当該年度の調達予定を勘案して、当該年度に調達する物品等についての目標を定める。
- (2) 障害者就労施設等から提供可能な物品等については、当該施設等からの情報をもとに情報提供する。

7 調達方針及び調達実績の公表

- (1) 本方針を策定又は見直しをしたときは公表する。
- (2) 調達実績については、翌年度の5月末までに概要を取りまとめ、公表する。

8 調達の目標

令和7年度調達目標を、次のとおり設定する。

目標額 2,000,000円

9 その他

障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に資するように、必要に応じて、本方針の見直しを行うものとする。